

新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」

1 宣言の手続き

政府対策本部長（総理大臣）は、

- ① 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるもの
※新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症）
- ② 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態

が発生したと認めるとき、諮問委員会の意見を聴いて「緊急事態宣言」を行う。

※改正「新型インフルエンザ対策特別措置法」（2020/3/13 制定）において、新型コロナウイルス感染症も対象となった。

2 宣言の内容

(1) 実施期間：2年を超えてはならない

※最長1年とする方針、想定期間21日間

(2) 区 域：対象となる都道府県単位

3 都道府県知事の措置

都道府県知事に対して、各種措置を実施する法律上の権限が与えられる。

主な措置

- ・住民に不要不急の外出自粛要請
- ・学校や福祉施設、映画館などの使用停止要請、指示
- ・音楽、スポーツイベントの開催制限要請、指示
- ・臨時医療施設の土地や建物の強制使用
- ・医療品やマスク、食品の売り渡し要請、収用、保管命令
- ・運送事業者に緊急物資の輸送要請、指示

※これまでの「事実上の要請」から「法律上の要請・指示」に格上げ